# 食品表示に関する行政評価・監視

## - 監視業務の適正化を中心として -

# [資料]

資料 1	食品表示に関する制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
資料 2	食品表示に関する関係法律の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料3	農林水産省による食品表示監視業務の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料 4	主な不正表示事件 (平成 19 年 1 月から 21 年 5 月) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料 5	9農政局・事務所における立入検査の実績及び改善措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
資料6	9農政局・事務所における任意調査の実績及び改善措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
資料7	任意調査で食品事業者の協力が得られず、産地偽装の疑義を確認できないまま処理を終えた例
資料 8	県域店舗に対して任意調査を行った理由等(抽出)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料 9	9 農政局・事務所における一般調査の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
資料 10	国及び府県の一般調査による調査店舗の重複例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料 11	農政局・事務所が単独で実施した任意調査の不適正表示等の疑義の把握から実施までの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料 12	不適正表示等の疑義の把握から任意調査まで 120 日間を超えている例 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資料 13	疑義情報の把握から任意調査の実施までの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料 14	立入検査の延べ施設数及び食品表示基準違反の発見施設数(18 都道府県市区) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料 15	立入検査で発見した食品表示基準違反等で改善報告を受理したものの改善の現地確認状況(16 都道府県市区) … 15
資料 16	立入検査で発見した食品表示基準違反等で改善報告を受理していないものの改善の現地確認状況
	(16 都道府県市区) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資料 17	食品表示 110 番の受付実績の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料 18	9 農政局・事務所の立入検査・任意調査の処理件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
資料 19	9農政局・事務所の巡回調査の年間調査店舗数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料 20	9農政局・事務所の食品表示 110 番業務に係る担当者 1 人当たりの年間受付件数 · · · · · · · · · · · · · · · · · 18

## 資料1

### 食品表示に関する制度

### 食品表示に関する法律には、次のようなものがある。

食品衛生法・・・・・ 飲食に起因する衛生上の危害発生を防止すること

JAS法····· 原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること

景品表示法・・・・・ 一般消費者の自主的かつ合理的な選択に資すること 健康増進法・・・・・ 栄養の改善その他の国民の健康の増進を図ること

#### JAS法、食品衛生法、景品表示法及び健康増進法の関係

### 食品衛生法 JAS法 名称 商品選択 食品安全の確保 賞味期限 アレルギー 原材料名 保存方法 原産地 遺伝子組換え 添加物 製造者名等 等 等 健康増進法 健康保持増進効果等について 虚偽、誇大な広告等の禁止(注1) 景品表示法 (虚偽、誇大な表示の禁止)

### 実際の表示例

名 称	スナック菓子											
原材料名	塩、デキストリン、 酸等)、カゼインN	さゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、チーズ、食 塩、デキストリン、乳化剤(大豆を含む)、調味料(アミノ 酸等)、カゼインNa、香料、アナトー色素、パプリカ色素、 酸化防止剤(V.C、V.E)										
内容量	62g	賞味期限	カップの底面に記載									
保存方法	直射日光の当たださい。	る所、高温多	<b>多湿の所での保存はさけてく</b>									
販 売 者	販売者 〇〇											
#	製造所固有記号は	カップ底面の	D下段左側に記載									

取扱い上の注意: 開封後はお早めにお召しあがりください。

栄養成分表示<br/>(1カップ 62g当たり)エネルギー 312kcal<br/>タンパク質 5.8g<br/>脂質 15.5g<br/>炭水化物 37.3g<br/>ナトリウム 420mg

- (注) 1 消費者庁及び農林水産省の提出資料に基づき、当省が作成した。
  - 2 健康増進法は、栄養成分表示等(任意表示)の規制も行っている。
  - 3 上記の法律ほか、不正競争防止法(不正な競争の防止)、計量法(適正な軽量の実施を確保)なども食品表示に関係する。

#### 資料2 食品表示に関する関係法律の概要

区分	農林物資の規格化及び品質表示の適 正化に関する法律 (JAS法) (昭和 25年法律第 175号) 【消費者庁・農林水産省】	食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号) 【消費者庁】	健康増進法(平成 14 年法律第 103 号) 【消費者庁・厚生労働省】	不当景品類及び不当表示防止法(景 品表示法)(昭和 37 年法律第 134 号) 【消費者庁・公正取引委員会】
目的	一般消費者の適切な商品選択	飲食に起因する衛生上の危害の防止	健康増進の措置を講じ、国民保健を向上	一般消費者の自主的かつ合理的な選択
表示対象	一般消費者向けのすべての飲食料品	公衆衛生の見地から表示が必要な 食品及び食品添加物(省令で対象品 目を規定)	食品として販売に供するもの 等	事業者の供給する商品(食品を含む。)又は役務
主な規制内容	●必要表示項目 【加工食品】 ・名称 ・ 原材料名(添加物を含む。) ・ 内容量 ・ 消費期限又は賞味期限 ・ 保存方法 ・ 製造業者名等 ・ 生鮮食品に近い 20 食品群に関して原料原産地名 ・ 輸入品については原産国名 (その他品目ごとの表示事項) 【生鮮食品】 ・ 名称 ・ 原産地 (その他品目ごとの表示事項)	●必要表示項目 食品ごとに異なるが、主な表示事項は、次のとおり ・名称 ・消費期限又は賞味期限 ・保存方法 ・製造業者名等 ・添加物 ・アレルギー物質 ・飲食に供する際に加熱を要する ・生食用である旨 ・殺菌温度及び殺菌時間 等	食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項(以下「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示を禁止等	以下の表示であります。 不当に顧客を誘引して、不当に顧客を誘引しると認められると認められる質等にでいると認められる質等にでいる。 を誘があると認められる質等にでいる。 実際一般ののも著しるとの表別であるとの。 実際一般ではなりも著しるとの。 を表別である。 は役務のののののである。 は役務のののののののであるとののののののののののののののののののののののののののののの
違反の 場合の 措置	〈行政措置〉 ・是正の指示・公表 (消費者庁・農林水産省・都道府県) ・指示に従わない場合 →命令・公表 (消費者庁・都道府県) ・命令に従わない場合 →1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金、(法人重課として1億円以下の罰金) ※食品の産地偽装に対しては直罰 →2年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金	< 行政措置> ・表示基準違反に対する営業許可の取消、営業の禁止又は停止(都道府県・保健所設置市・特別区) ・虚偽・誇大表示等に対する措置命令(消費者庁・都道府県・保健所設置市・特別区) <刑事的措置> 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、又は併科(法人重課として1億円以下の罰金)	< 行政措置> ・必要な措置をとるべき旨の勧告(消費者庁・地方厚生局(支局)) ・勧告に従わない場合 →命令(消費者庁・地方厚生局(支局)) ・命令に従わない場合 →6月以下の懲役又は100万円以下の罰金 ・都道府県・保健所設置市・特別区にも立入検査・収去検査権限あり。	< 行政措置 > ・措置命令(違反行為の差止め、誤認排除(公告)、再発防止等)(消費者庁)・措置命令に従わない場合 → 2年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金、又は併科(法人重課として3億円以下の罰金)・指示(都道府県)・指示に従わない場合 → 消費者庁へ措置請求

(注) 1 消費者庁及び農林水産省の提出資料に基づき、当省が作成した。

2 各省庁縦割りとなっている消費者行政を、統一的・一元的に推進するため、平成21年9月1日、内閣府の外局として消費者庁が設置された。消費者庁では、所掌事務の一つとして、消費生活に密接 に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うこととされ、食品表示に関しては、JAS法及び食品衛生法に定める表示基準の策定並びに健康増進法の表示禁止事項の策定、これらを遵守さ せるための命令については消費者庁のみが権限を持ち、一元的に実施することとされた。また、景品表示法違反行為を差し止めるなどのための命令についても消費者庁のみが権限を持ち、一元的に実施 することとされた。

なお、景品表示法は、その所管が公正取引委員会から消費者庁に移管され、法目的が「公正な競争を確保」から「一般消費者による自主的かつ合理的な選択の機会を確保」することに改正された。 他方で、関係法令に基づく立入検査、行政指導等は、公正取引委員会(調査のみ)、農林水産省及び厚生労働省に行わせ、必要な消費者庁への報告・通知を義務付けるとともに、必要な場合には、消費者庁が自ら立入検査等を実施することとされた。

### 資料3

### 農林水産省による食品表示監視業務の流れ

JAS法に抵触するおそれのある情報(疑義情報)の把握

#### 巡回調査(農林水産省設置法)

·34,883 店舗 (平成 18·19 年度) (注)

#### 食品表示 110番

·13,172件(平成18·19年度)(注)

疑義の解明



(注) 店舗数又は件数は、今回当省が調査した 9 農政局・事務所の実績値

#### 立入検査(JAS法)

<拒否等に対抗する手段(罰則) あり>・平成 18・19 年度: 21 件(注)

#### 任意調査 (農林水産省設置法)

<拒否等に対抗する手段なし>

・平成 18・19 年度: 2,445 件(注)



指導に従わなければ

指示 (JAS法) [是正の指示]

公表(JAS法) [業者名・違反事実等の公表]



指示に従わなければ

命令(JAS法) [指示に従うよう命令]

公表 (JAS法) [業者名・違反事実等の公表]



命令に従わなければ

罰則 (JAS法)

個人 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

法人 1億円以下の罰金

#### 原則として、

- ·農林水産省 ⇒ 広域事業者
- ·都道府県 ⇒ 県域事業者
- (注) 消費者庁(H21.9 設置)も必要に応じて立入 (広域事業者)
- ※ 立入検査と任意調査のいずれを 実施するかについての明確な判断 基準なし
- ·農林水産省 ⇒ 広域事業者
- ·都道府県 ⇒ 県域事業者
- (注) 消費者庁も必要に応じて指示(広域事業者)
- ·消費者庁 ⇒ 広域事業者
- · 都道府県 ⇒ 県域事業者
- (注1)農林水産省は消費者庁に命令を要請
- (注2) 有機農産物に関わる表示違反については、 県域事業者であっても、農林水産省は、除 去命令等を行うことができる。

### 資料4 主な不正表示事件(平成19年1月から21年5月)

処分等年月	企業名	事例の内容	関係法律
平成 19 年 1 月	㈱不二家	<ul><li>・ 消費期限切れ原料を使用</li><li>・ 社内基準より長い消費期限の表示</li><li>・ 細菌検査で社内基準を満たしていないものの出荷</li><li>・ 事実を把握しながら、約2か月間未公表</li></ul>	食品衛生法
5月	日本ライス㈱	・表示と異なる原料を使用	不正競争防止法
8月	石屋製巣㈱	・ 製品の資味期限表示の改さん ・ 製品から大腸菌群が検出された事実を公表せず回収	JAS法 食品衛生法
9月	ミートホープ(株)※	<ul><li>・ 意図的な異種肉の混入による虚偽表示</li><li>・ 賞味期限の改ざん</li><li>・ 産地偽装</li></ul>	JAS法 食品衛生法
10月	㈱比内鶏	<ul><li>・ 原材料の不適正表示</li></ul>	JAS法 景品表示法 不正競争防止法
	㈱赤福	・ 製造年月日の改さん ・ 売れ残り品を回収し再利用	│ JAS法 │食品衛生法
	船場吉兆	・ 原産地・原材料の不適正表示     ・ 期限表示の改さん     ・ 消費(賞味)期限切れ商品の販売	JAS法 食品衛生法
11月	㈱崎陽軒	・原材料の誤表示	JAS法
	㈱宇治森徳	・ 緑茶に関する食品添加物の未表示	JAS法
12月	ユニー(株) 他3社	・ ブロイラーを地潟肉とする優良誤認表示	景品表示法
	(株)ファンシー他 4 社	・ 馬肉の優良誤認表示	景品表示法
平成 20 年 2月	東海澱粉㈱	・ 台湾産・中国産のウナギの架空取引を行い国産として取引	JAS法 不正競争防止法
3月	㈱うおいち	・ フグ及びブリ (養殖) の不適正な産地表示	JAS法
	(株)アイマックコーホ レーション	<ul><li>・ 牛肉商品に事実と異なる原産地及び銘柄を表示</li><li>・ 牛肉商品に異なる個体識別番号を表示、又は個体 識別番号の非表示</li></ul>	JAS法 牛トレサ法
4月	(株)ウィス、タ、ムコーホ、レーション他 1 社	・ 健康食品の痩身効果に関する優良誤認表示	景品表示法
5月	(株そごう他1社	・ キャビアに関する優良誤認表示及び商品の原産国に関する不当な表示	景品表示法
6月	㈱丸明	・ ブランド和牛「飛騨牛」を偽装表示 ・ 消費期限を偽って加工日を改ざん	JAS法 牛トレサ法
		・ 中国産ウナギを愛知県一色産として販売	JAS法
7月	㈱エツヒロ	・ 原産地が中国であるフグ及びアンコウ商品を国産と表示	JAS法
8月	サンライズフーズ㈱	<ul><li>・ うなぎ加工品に県産品と県産品以外の活鰻を混入させた活鰻を使用したにもかかわらず、県産と表示</li></ul>	JAS法
9月	㈱丸共	・ たけのこの水煮について、中国産たけのこを原料として使用していたにもかかわらず、国産 等と表示	JAS法
10月	上野食品㈱	・ たけのこの水煮について、中国産たけのこを原料として使用していたにもかかわらず、国産 等と表示	JAS法

処分等年月	企業名	事例の内容	関係法律
11月	㈱京果食品	・ さといも等の野菜冷凍食品について、根拠なく小分け製造日から2年後の賞味期限を設定	JAS法
10月	上野食品㈱	<ul><li>たけのこの水煮について、中国産たけのこを原料として使用していたにもかかわらず、国産 等と表示</li></ul>	JAS法
1月	㈱京果食品	・ さといも等の野菜冷凍食品について、根拠なく小分け製造日から2年後の賞味期限を設定	JAS法
2月	㈱たけ乃子屋他4社	・ たけのこの水煮について、中国産たけのこを原料として使用していたにもかかわらず、国産 等と表示	JAS法
平成 21 年 1 月	マルトモ(株) ヤマキ(株)	<ul><li>・ かつお削りぶしについて、「焼津産」が混入したかつおぶしの原料を使用したにもかかわらず、「枕崎産」又は「薩摩産」と表示</li></ul>	JAS法
2月	地方卸売市場ひた青 果水産㈱	・ たけのこの水煮について、中国産たけのこを原料として使用していたにもかかわらず、国産 等と表示	JAS法
3月	高橋水産加工㈱他2 社	・ 中国産はまぐりを「大分県産」等に偽装して販売	JAS法
5月	ボーソーハチミツ㈱ 他1社	・ 蜂蜜及び蜂蜜加工品について、実際の蜂蜜使用量と異なる割合等を表示	JAS法
6月	日本製粉(株) 他 2 社	<ul><li>調理冷凍食品及び魚肉ソーセージについて、原材料に「ベニズワイガニ」を使用したにもかかわらず、「ズワイガニ」と表示</li></ul>	JAS法
	ハウス食品㈱	・ あたかも、六甲山糸の花崗岩の割れ目を通ることにより、当該花崗岩のミネラル分がとけこ んだ水であるかのように表示	景品表示法
7月	埼玉養蜂㈱	<ul><li>はちみつについて、原材料に中国産等を混合して使用したにもかかわらず「国産」と表示</li></ul>	JAS法
9月	福田裕充	・ 有機認定事業を廃止したにもかかわらず、水菜等に「有機農産物」と表示し、有機JASマークを付した。	JAS法
.0 月	下関水陸物産(株)	<ul><li>フグ加工品について、事実と異なる製造年月日又は製造年月日を表示</li><li>返品された商品に新たな賞味期限を設定し、表示</li></ul>	JAS法
1月	㈱川喜	・ 「なまぞば」について、外国産そば粉を使用しているにもかかわらず、「岩手県産そば使用」 等と表示	JAS法
	㈱ファミリーマート	・ おにぎりの原材料に用いていたブラジル連邦共和国で肥育された鶏の肉を、「国産鶏肉使用」 と記載することにより、あたかも、我が国で肥育された鶏の肉を用いているかのように表示	景品表示法
2月	(株アスカコーボレー ション他1社	・ 有機農産物加工食品でないにもかかわらず、有機農産物加工食品の名称の表示(オーガニック等)と紛らわしい表示を付していた。	JAS法
F成 22 年 L 月	㈱タイガー	・ 緑茶飲料について、岐阜県産の茶を使用していたにもかかわらず「静岡茶使用」と表示	JAS法
3月	㈱日本一	・ うなぎ蒲焼及びうな重の原材料に用いていた台湾産のうなぎを、「国産・・・」等と記載することにより、あたかも、国産のうなぎを用いているかのように表示	景品表示法
月	㈱三杉屋	・ カンパチ、ハマチ等に、事実と異なる原産地を表示し、また、養殖水産物であるにもかかわらず、「養殖」である旨の表示をしていなかった。	JAS法
5月	JA コープ食品㈱	<ul><li>袋詰精米について、未検査米を使用しているにもかかわらず、産地を表示し、本人の了解を 得ていない生産者名や事実と異なる生産者名を販売者として表示</li></ul>	JAS法
3月	マリンフーズ(株)	<ul><li>業務用水産加工食品(商品名:ままかりの酢漬)について、事実と異なる原材料を表示し、 原材料に占める重量の割合の多い順に表示せず。</li></ul>	JAS法
7月	浅野商事㈱	・ 袋詰め米穀について、農産物検査証明を受けていない原料玄米を使用しているにもかかわらず、産地、品種及び産年を表示し、精米年月日又は調整年月日を表示せず。	JAS法
2 [1 3 [1 • <del>1</del>	関係法律」欄の略称は、次 J A S 法 : 農林物資の基 景品表示法: 不当景品類及	いるものは、「業者間取引」による不正表示事件を示す。 による。 見格化及び品質表示の適正化に関する法律	

#### 資料5 9農政局・事務所における立入検査の実績及び改善措置状況

(単位:件)

	区 分				· 文 喜	島 扌	告 -	置		
調査対象		実施件数	措置命令	指示・公表	文書指導	文書啓発	厳重注意	その他	11 to 1	措置 不要
北海道農	件 数	6	0	0	0	0	1	0	1	5
政事務所	(うち県域)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)
東北農政	件 数	1	0	1	0	0	0	0	1	0
局	(うち県域)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
東京農政	件 数	6	1	1	0	0	1	0	3	3
事務所	(うち県域)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)
北陸農政	件 数	1	1	0	0	0	0	0	1	0
局	(うち県域)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
東海農政	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
局	(うち県域)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
大阪農政	件 数	6	0	3	0	0	1	0	4	2
事務所	(うち県域)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
広島農政	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務所	(うち県域)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
香川農政	件 数	1	1	0	0	0	0	0	1	0
事務所	(うち県域)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
福岡農政	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事務所	(うち県域)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
∌L	件 数	21	3	5	0	0	3	0	11	10
計	(うち県域)	(9)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(6)

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 本表は、平成18年度及び19年度の件数である。

#### 資料6 9農政局・事務所における任意調査の実績及び改善措置状況

(単位:件)

	区 分				改	善	昔 旨	置		
調査対象機		実施 件数	措置命令	指示・公表	文書指導	文書啓発	厳重注意	その他	# <u></u>	措置 不要
北海道農	件 数	322	0	1	64	17	0	20	102	220
政事務所	(うち県域)	(286)	(0)	(0)	(55)	(17)	(0)	(18)	(90)	(196)
東北農政	件 数	314	0	1	21	9	0	1	32	282
局	(うち県域)	(238)	(0)	(0)	(5)	(5)	(0)	(1)	(11)	(227)
東京農政	件 数	508	0	5	59	5	1	1	71	437
事務所	(うち県域)	(165)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(2)	(163)
北陸農政	件 数	202	0	2	17	2	0	4	25	177
局	(うち県域)	(61)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(4)	(6)	(55)
東海農政	件 数	393	0	4	65	0	5	1	75	318
局	(うち県域)	(219)	(0)	(0)	(3)	(0)	(1)	(0)	(4)	(215)
大阪農政	件 数	180	0	8	70	5	4	3	90	90
事務所	(うち県域)	(52)	(0)	(0)	(6)	(0)	(1)	(2)	(9)	(43)
広島農政	件 数	84	0	2	9	3	1	2	17	67
事務所	(うち県域)	(29)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2)	(27)
香川農政	件 数	82	0	1	6	1	0	14	22	60
事務所	(うち県域)	(57)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(10)	(12)	(45)
福岡農政	件 数	360	2	3	38	2	2	76	123	237
事務所	(うち県域)	(189)	(1)	(0)	(17)	(0)	(0)	(66)	(84)	(105)
計 -	件 数	2, 445	2	27	349	44	13	122	557	1,888
PΙ	(うち県域)	(1, 296)	(1)	(0)	(90)	(26)	(2)	(101)	(220)	(1,076)

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 本表は、平成18年度及び19年度の件数である。

#### **資料7** 任意調査で食品事業者の協力が得られず、産地偽装の疑義を確認できないまま処理を終えた例

平成 18 年 9 月 14 日、北海道農政事務所の「食品表示 110 番」に、農産物の産地について、「中国産を国産 (群馬県産) と偽装表示」している旨の通報があった。

北海道農政事務所は、農林水産省本省と協議の上、当該疑義品目を買い上げ、センター本部に成分分析を依頼した。

同本部で無機元素分析を行った結果、「原産地が中国である可能性が高い」との判定が得られたので、北海 道農政事務所にその旨連絡した。

これを受けて、北海道農政事務所は、任意調査の実施を決定し、11 月 7 日、北海道農政事務所が本件食品事業者に対して任意調査を行った。

しかし、当該事業者は、①原料農産物の仕入先、加工農産物製品等の販売先リスト、店別発注集計表等の 閲覧拒否、②原産地情報の伝達状況に関する聴取拒否など、任意調査に対する協力状況が悪く、北海道農政 事務所では、関係資料も十分確認できなかった。

この結果、北海道農政事務所は、本件に係る農産物が国産か中国産かの事実を確認できないまま、農林水産省本省と協議し、処理を終了することとした。

なお、本件に関する「任意調査報告書」においては、11 月 14 日に次回調査を実施する予定と記されていたが、北海道農政事務所は、農林水産省本省と協議の結果、「立入検査に移行したとしても、証拠の確認ができない」と最終的に判断し、再度の任意調査を見送った(同事務所に対する当省の聴取結果)。

(注) 当省の調査結果による。

#### 県域店舗に対して任意調査を行った理由等(抽出)

(単位・件)

															(千)	<u> </u>
区分			県	具域店舗に	対して任意	意調査を行	うことと	なった端絲	者			左の県	域店舗に任意	意調査を行	った理由	
				品質	表示	基 準	関 連				都道府県等から調		都道府県等から個別の	者に対す	広域か県 域かが特 定できな	
調査対象機関	抽出件数	巡回調査 で品質反 示違反 把握	食品表示 110 番の 情報提供	センター の買上分 析による 疑義	食品表示 ウォッの情 報提供	牛トレサ の 違反 を把 握	事業者か らもによ るもの	その他	小計	有機 J A S 関連	査の依頼 を受して 施	うち単 独実施	調査の依頼事 がが、 前し 大変を が が 済 が 済 形 で に た で た で た で た で た で た で た た で た た た た	る指示等の施行に必要なもの	いもの	# <u></u>
北海道農政 事務所	42	27 【5】	0	4	0	0	0	4	35 [5]	7	7	2	24	4	0	35
東北農政局	39	12 [2]	8 [1]	5	4	0	0	0	29 [3]	10	28	12	0	0	1	29
東京農政事 務所	32	2	17	4	0	0	0	5	28	4	17	12	2	4	5	28
北陸農政局	36	1 [1]	1	0	0	8	0	0	10 [1]	26	0	0	9	0	1	10
東海農政局	34	7	1	4	0	0	0	19	31	3	14	13	13	3	1	31
大阪農政事 務所	37	9	4	0	0	0	0	11	24	13	7	3	4	11	2	24
広島農政事 務所	24	7	9	1 [1]	1 [1]	0	1	3	22 【2】	2	10	1	0	3	9	22
香川農政事 務所	35	25 【1】	7	0	0	1	0	0	33 [1]	2	30	9	0	1	2	33
福岡農政事 務所	41	8 [1]	7	12	0	0	1	4	32 【1】	9	10	10	12	6	4	32
<del>=</del>	320	98 【10】	54 【1】	30 [1]	5 【1】	9	2	46	244 【13】	76	123	62	64	32	25	244

(注) 1 当省の調査結果による。

平成18年度及び19年度に県域店舗に対して任意調査を実施した1,296件から320件を抽出して調査した。

<sup>【 】</sup>内は、調査対象 9 農政局・事務所が文書指導又は文書啓発を行ったものであり、内数である。 「牛トレサの調査で違反を把握」とは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成 15 年 6 月法律第 72 号)第 19 条に基づく検査等において、JAS法に 基づく品質表示基準違反を把握したものである。

<sup>5 「</sup>有機JAS関連」は、有機JAS表示違反に関するものであり、本表示事項に係る法第19条の16に定める国の指導権限は都道府県に委任されていないため、店舗の種類を問わ ず、国が立入検査等を行っている。

なお、「指定農林物資」とは、JAS法施行令第 10 条の規定に基づき指定された有機農産物(有機野菜、有機栽培米等)及び有機農産物加工食品(有機農産物を使用したジュース 等)をいう。一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、「有機(オーガニック)」と表示する指定農林物資は、必ず認定を受けた業者が生産し、規格に適合した証明 として、有機JASマークを付したものでなければ販売できないとされている。

<sup>6</sup> 北海道農政事務所の「都道府県等から個別の調査の依頼がないが、事前調整済として単独で実施」欄の24件は、文書上、包括的に調査を委任するものとされていないにもかかわら ず、包括委任を受けたとして単独で調査を行っているものである。

#### 資料9 9農政局・事務所における一般調査の実績

(単位:店舗、%)

		-m-1-11-6	11 26 24 Hb	II ##I		11 17-la HH -al		1 PP + + 1 - + 1		~ 111 Hb -d		<u> </u>
	\	調査対象	北海道農	東北農政	東京農政	北陸農政	東海農政	大阪農政	広島農政	香川農政	福岡農政事	
l	• `	機関	政事務所	局	事務所	局	局	事務所	事務所	事務所	務所	計
区	分											
	広	域店舗数	204	261	2, 271	83	1, 401	1, 446	433	140	1, 465	7, 704
	_	小 売	132	254	2, 065	80	1, 335	1, 330	400	130	1, 353	7, 079
		中間	72	7	206	3	66	116	33	10	112	625
平		実施 率	(12.4)	(29. 7)	(55. 7)	(18. 1)	(72. 1)	(44. 0)	(47.2)	(37. 8)	(72. 4)	(49. 4)
成	県	以域店舗数	1, 439	617	1,807	375	543	1, 841	485	230	558	7, 895
18		小 売	1, 278	505	1, 394	322	321	1, 558	399	188	477	6, 442
年		中間	161	112	413	53	222	283	86	42	81	1, 453
度	5	実施 率	(87. 6)	(70.3)	(44. 3)	(81. 9)	(27.9)	(56.0)	(52.8)	(62. 2)	(27.6)	(50.6)
		計	1,643	878	4,078	458	1, 944	3, 287	918	370	2,023	15, 599
		小 売	1, 410	759	3, 459	402	1,656	2,888	799	318	1,830	13, 521
		中間	233	119	619	56	288	399	119	52	193	2, 078
	広	域店舗数	192	275	2, 307	88	1, 344	1, 578	455	134	1, 497	7,870
		小 売	110	265	2, 165	82	1, 272	1, 513	422	130	1, 383	7, 342
		中間	82	10	142	6	72	65	33	4	114	528
	9	実施 率	(11.7)	(31. 7)	(56. 6)	(19.3)	(69. 6)	(46.8)	(49.6)	(36. 1)	(73. 4)	(50. 2)
19	県	<b>.</b> 域店舗数	1, 451	593	1, 769	368	587	1, 791	463	237	542	7, 801
年		小 売	1, 299	484	1, 292	318	370	1, 449	377	189	463	6, 241
度		中間	152	109	477	50	217	342	86	48	79	1, 560
	5	実施 率	(88.3)	(68. 3)	(43. 4)	(80.7)	(30.4)	(53. 2)	(50.4)	(63. 9)	(26. 6)	(49.8)
		計	1,643	868	4,076	456	1, 931	3, 369	918	371	2, 039	15, 671
		小 売	1, 409	749	3, 457	400	1,642	2, 962	799	319	1, 846	13, 583
	-	中間	234	119	619	56	289	407	119	52	193	2, 088
	広	域店舗数	266	265	2, 471	97	1, 345	1, 534	466	158	1, 335	7, 937
		小 売	182	249	2, 359	89	1, 246	1, 461	423	146	1, 225	7, 380
	-	中間	84	16	112	8	99	73	43	12	110	557
	5	実施 率	(16. 4)	(30. 2)	(61. 8)	(21. 3)	(70. 2)	(47. 8)	(51. 1)	(42. 0)	(71. 9)	(52. 1)
20		域店舗数	1, 358	613	1, 527	358	570	1,672	446	218	523	7, 285
年	Ī	小売	1, 238	504	1, 096	311	393	1, 386	376	177	444	5, 925
度	ŀ	中間	120	109	431	47	177	286	70	41	79	1, 360
	3	実施率	(83. 6)	(69. 8)	(38. 2)	(78. 7)	(29. 8)	(52. 2)	(48. 9)	(58. 0)	(28. 1)	(47. 9)
		計	1, 624	878	3, 998	455	1, 915	3, 206	912	376	1, 858	15, 222
	Г	小 売	1, 420	753	3, 455	400	1, 639	2, 847	799	323	1,669	13, 305
	}	中間	204	125	543	55	276	359	113	53	1,009	15, 505
	<del>ب</del> ا		204		543	99	276	აი9	113	53	189	1, 917

<sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果による。 2 「小売」は、小売店舗を、「中間」は、中間流通業者を示す。 3 「実施率」は、各年度の巡回調査を実施した店舗数に対する広域店舗数又は県域店舗数を示す。

#### 資料 10 国及び府県の一般調査による調査店舗の重複例

E //	平成 1	8年度	19 4	年度		
区分	小売店舗	中間流通業者	小売店舗	中間流通業者		
北陸農政局と石川県	なし	1 店舗 (すべて県域)	なし	5 店舗 (すべて県域)		
大阪農政事務所と大阪府	33 店舗 (うち県域 24)	なし	52 店舗 (うち県域 37)	なし		
広島農政事務所と広島県	10 店舗 (すべて県域)	なし	5 店舗 (すべて県域)	なし		
計	43 店舗 (うち県域 34)	1 店舗 (すべて県域)	57 店舗 (うち県域 42)	5店舗 (すべて県域)		

<sup>(</sup>注) 当省の調査結果による。

#### 資料 11 農政局・事務所が単独で実施した任意調査の不適正表示等の疑義の把握から実施までの期間

(単位:件、日間、%)

区分				疑義情報の	把握から任意	意調査まで0	)期間				
	調査対象件数①			期間別			7日間以上  要している				
<b>細木牡色機</b> 間		当日	2日間以 上7日間 未満	7日間以 上 30 日 間未満	30 日間以 上 60 日 間未満	60 日間以 上 120 日 間未満	120 日間以上	平均	最長	安している もの (2+3+4+5) =⑥)	割合 ⑥/① ×100
調査対象機関				2	3	4	5				
北海道農政事務所	2	0	0	1	0	0	1	74.0	127	2	100.0
東北農政局	10	3	0	5	1	1	0	23.9	105	7	70.0
東京農政事務所	12	3	4	5	0	0	0	7.6	23	5	41. 7
東海農政局	13	4	2	7	0	0	0	8.5	22	7	53.8
大阪農政事務所	1	0	0	0	1	0	0	37.0	37	1	100.0
広島農政事務所	1	0	0	1	0	0	0	10.0	10	1	100.0
香川農政事務所	9	0	0	7	0	2	0	34. 4	79	9	100.0
福岡農政事務所	10	0	0	6	0	1	3	70.7	199	10	100.0
計	58	10	6	32	2	4	4	28.5	199	42	72.4

<sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果による。

<sup>2 9</sup> 農政局・事務所が、平成 18 年度及び 19 年度に都道府県等から依頼を受けたとして、単独で実施した任意調査 62 件のうち、一般調査等で不適正表示等の疑義を把握していた 58 件について計上した(平成 18 年度 35 件及び 19 年度 23 件)。ただし、北陸農政局は該当がない。

<sup>3 「</sup>疑義情報の把握から任意調査の実施までの期間」には、土曜日、日曜日及び祝日を含む。

#### 資料 12 不適正表示等の疑義の把握から任意調査まで 120 日間を超えている例

(単位:件、日間)

×	分		処理	期間		
調査対象機関	. ,	農政局・事務所が 疑義を把握してか ら都道府県に情報 提供するまで	都道府県に情報提 供してから任意調 査の依頼を受ける まで	都道府県から任意 調査の依頼を受け てから実施するま	農政局・事務所が 疑義を把握してか ら任意調査の実施 まで	長期を要した理由
北海道農政事務所		7	8	114	127	合同調査の実施の協議・ 調整に時間を要したた め。結果として単独で実 施
	1	43	14	120	175	調査の実施を失念してい たため。
福岡農政事務所	2	21	14	120	153	同上
	3	3	1	197	199	同上

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
  - 2 本表は、9農政局・事務所が平成18年度及び19年度に都道府県から依頼を受けたとして、単独で実施した任意調査のうち、疑義情報の把握から任意調査までの期間が120日間を超えている4件について計上した。
  - 3 疑義情報を把握した時点の中には、他の農政局・事務所からの情報を受けた日数を含む。
  - 4 本表の処理期間は、各欄別に初日から最終日までをカウントしているため、初日又は最終日が重複している。
  - 5 上記4から、「農政局・事務所が疑義を把握してから都道府県に情報提供するまで」、「都道府県に情報提供してから任意調査の依頼を受けるまで」及び「都道府県から任意調査の依頼を受けてから実施するまで」の処理期間の合計は、「農政局・事務所が疑義を把握してから任意調査の実施まで」の処理期間と一致しない。

### 資料 13 疑義情報の把握から任意調査の実施までの期間

(単位:件、日間、%)

										· · · · · ·	. П , н	
区分				疑義情報の把握から任意調査の実施までの期間								
		調査対			期間別	の件数					7日間以	中1人
		象件数		2日間以	7日間以	30 日間以	60 日間以	120 日間	ਹਾਂ ₩⊐	目. 目	上要して いるもの	割合
			当日	上7日間 未満	上 30 日 間未満	上 60 日 間未満	上 120 日 間未満	以上	平均	最長	40.00	6/1 ×100
違反の種類	等	1		71-11-9	2	3	4	5			(2+3+4+ 5=6)	×100
品質表示	全 国	199	24	82	73	11	7	2	13.3	129	93	46.7
基準違反	土 国				[1]		[3]				[4]	
	ブロック	116	10	47	52	7	0	0	9.8	58	59	50. 9
	7 4 9 9				[2]	[1]					[3]	
	県域	97	17	28	27	7	16	2	22.9	135	52	53. 6
	<b>州</b>											
有機 J	AS	75	15	27	27	6	0	0	9.8	42	33	44. 0
表示違	表示違反											
<u> </u>	-1		66	184	179	31	23	4	13.7	135	237	48.7
T <sub>E</sub>	-				[3]	[1]	[3]				[7]	

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 平成 18 年度及び 19 年度の件数である。
  - 3 「疑義情報の把握から任意調査までの期間」には、土曜日・日曜日及び祝日を含む。
  - 4 【 】内は、平成 18 年 11 月から 19 年 2 月に行われた「しいたけの表示に関する特別調査」によるものであり、 内数である。

## 資料 14 立入検査の延べ施設数及び食品表示基準違反の発見施設数(18 都道府県市区)

(単位:施設)

区分	立入検査の	延べ施設数	食品表示基準違原	マの発見施設数
調査対象機関	平成 18 年度	19 年度	平成 18 年度	19 年度
北海道	71, 943	70,058	_	_
(うち夏期一斉取締り分)	37, 175	33, 775	181	189
(うち年末一斉取締り分)	18, 458	17, 209	79	124
宮城県	50, 547	45, 720	_	
(うち夏期一斉取締り分)	6, 290	5, 291	13	2
(うち年末一斉取締り分)	3, 961	4, 164	9	17
東京都	335, 736	372, 327	_	_
(うち夏期一斉取締り分)	75, 148	79, 979	195	262
(うち年末一斉取締り分)	39, 742	35, 097	121	187
石川県	11, 389	15, 436	_	_
(うち夏期一斉取締り分)	2, 518	2,811	2	1
(うち年末一斉取締り分)	2, 493	2,514	3	8
愛知県	103, 573	100, 653	_	_
(うち夏期一斉取締り分)	20, 372	19, 410	5	3
(うち年末一斉取締り分)	11, 169	10, 129	2	2
大阪府	23, 142	24, 602		_
(うち夏期一斉取締り分)	10, 265	11,527	15	7
(うち年末一斉取締り分)	12,877	13, 075	6	7
広島県	30, 172	27,870		_
(うち夏期一斉取締り分)	5, 547	5, 400	23	17
(うち年末一斉取締り分)	5, 506	4, 537	70	69
香川県	17,666	17, 508	_	_
(うち夏期一斉取締り分)	2, 945	2, 942	14	12
(うち年末一斉取締り分)	2, 232	2, 277	15	17
福岡県	43, 195	37, 935	_	_
(うち夏期一斉取締り分)	6, 059	5, 973	4	12
(うち年末一斉取締り分)	4, 502	3, 924	10	16
9都道府県 計	687, 363	712, 109	_	_
(うち夏期一斉取締り分)	166, 319	167, 108	452	505
(うち年末一斉取締り分)	100, 940	92, 926	315	447

区分	立入検査の	延べ施設数	食品表示基準違反の発見施設数		
調査対象機関	平成 18 年度	19 年度	平成 18 年度	19 年度	
札幌市	50, 011	47, 813	_	_	
(うち夏期一斉取締り分)	5, 846	5, 265	30	23	
(うち年末一斉取締り分)	5, 205	5, 693	6	26	
仙台市	91, 587	95, 279	_		
(うち夏期一斉取締り分)	10, 084	10, 082	11	20	
(うち年末一斉取締り分)	9, 958	19, 426	15	57	
名古屋市	122, 462	117, 635	_		
(うち夏期一斉取締り分)	10, 653	10, 609	5	9	
(うち年末一斉取締り分)	11, 974	10, 982	19	20	
金沢市	11, 437	13, 619	_		
(うち夏期一斉取締り分)	1, 789	1, 951	4	16	
(うち年末一斉取締り分)	1, 473	1,647	6	36	
大阪市	55, 377	58, 088	_	_	
(うち夏期一斉取締り分)	34, 413	34, 319	69	110	
(うち年末一斉取締り分)	20, 964	23, 769	94	104	
広島市	50, 675	45, 760	_		
(うち夏期一斉取締り分)	10, 386	9, 751	27	22	
(うち年末一斉取締り分)	6, 648	5, 726	44	0	
高松市	10, 211	9, 160	_	_	
(うち夏期一斉取締り分)	1, 969	2, 078	10	9	
(うち年末一斉取締り分)	1,811	1, 373	10	21	
福岡市	90, 350	89, 511		_	
(うち夏期一斉取締り分)	13, 667	9, 135	11	12	
(うち年末一斉取締り分)	9, 973	7, 090	6	9	
世田谷区	8, 406	6, 994		_	
(うち夏期一斉取締り分)	5, 189	4, 122	43	45	
(うち年末一斉取締り分)	2, 786	2, 480	130	64	
9市区 計	490, 516	483, 859			
(うち夏期一斉取締り分)	93, 996	87, 312	210	266	
(うち年末一斉取締り分)	70, 792	78, 186	330	337	
18 都道府県等 計	1, 177, 879	1, 195, 968			
(うち夏期一斉取締り分)	260, 315	254, 420	662	771	
(うち年末一斉取締り分)	171, 732	171, 112	645	784	

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 「夏期一斉取締り分」は、夏期(原則7月)の一斉取締り期間中の実績を、「年末一斉取締り分」は、年末(原則12月)の一斉取締り期間中の実績を計上した。
  - 3 「立入検査の延べ施設数」と「食品表示基準違反の発見施設数」は、食品衛生法第52条の食品営業の許可を要する施設と要しない施設の合計を計上した。
  - 4 「立入検査の延べ施設数」は、同一施設に2回以上立入 検査を実施した場合は、その回数を、また、立入検査が複 数日にわたった場合は、同一施設に複数回立入検査したも のとして計上した。
  - 5 「食品表示基準違反の発見施設数」は、同一製造業者に おいて、異なった品目で違反を発見した場合であっても 「1」施設として計上した。ただし、同一製造業者に2回 以上立入検査を実施した結果、2回以上違反を発見した場 合は、違反を発見した回数を計上した。

なお、「食品表示基準違反の発見施設数」については、 年間実績を集計していない都道府県が少なからずみられ たことから、毎年度、厚生労働省に報告されている「夏 期一斉分」及び「年末一斉分」のみ計上した。

6 上記の「18 都道府県等の立入検査の延べ施設数」を食品衛生監視員数で除し、一人当たりの施設数でみると、 平成19年度は932.9施設(1,195,968施設÷1,282人(平成20年8月1日現在))となっている。

#### 資料 15 立入検査で発見した食品表示基準違反等で改善報告を受理した ものの改善の現地確認状況(16 都道府県市区)

(単位:件、日間、%)

区分						(		
L π	抽出した 表示基準 違反等件	改善報告 を受理し たもの	改善の現場 ったもの	也確認を行	平均	最長	31 日間以上 要している もの	割合 ③/②
都道府県等	数	1	2	割合 ②/①			3	×100
北海道	181	35	5	14. 3	8.0	15	0	0.0
宮城県	19	14	4	28.6	4.0	8	0	0.0
東京都	152	52	1	1.9	26.0	26	0	0.0
石川県	10	2	0	0.0	-	ı	-	-
愛知県	61	26	2	7.7	2.0	3	0	0.0
大阪府	85	17	0	0.0	-	_	_	-
広島県	6	2	2	100.0	-	1	-	1
香川県	35	6	0	0.0	-	ı	-	-
福岡県	71	15	4	26.7	16.5	25	0	0.0
札幌市	145	24	6	25.0	16.4	35	1	16. 7
仙台市	191	136	5	3.7	8.0	28	0	0.0
金沢市	60	0	I	ı	ı	l	-	1
名古屋市	281	31	1	3.2	5.0	5	0	0.0
広島市	15	14	10	71.4	1.4	4	0	0.0
高松市	58	4	0	0.0	-	ı	-	_
世田谷区	128	1	0	0.0	-	-	_	_
計	1,498	379	40	10.6	8.1	35	1	2. 5

<sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果による。

# 資料 16 立入検査で発見した食品表示基準違反等で改善報告を受理していないものの改善の現地確認状況(16 都道府県市区)

(単位:件、日間、%)

区分									
	抽出した		改善の現地	ı	改善の現地	確認状況	1		
都道府県等	表示基準違反等件数	表示基準 違反等件 受理してい		改善の現 地確認をも の ①	平均	最長	31 日間以 上要して いるもの ②	割合 ②/① ×100	
北海道	181	21	0	21	30.6	128	6	28.6	
宮城県	19	4	0	4	13.3	31	1	25. 0	
東京都	152	99	46	53	7. 3	120	5	9. 4	
石川県	10	6	0	6	39. 0	58	4	66. 7	
愛知県	61	3	1	2	14. 5	27	0	0.0	
大阪府	85	67	65	2	5.0	6	0	0.0	
広島県	6	0	-	-	-	-	-	-	
香川県	35	29	28	1	3.0	3	0	0.0	
福岡県	71	36	36	0	-	1	-	-	
札幌市	145	59	46	13	42.3	194	4	30.8	
仙台市	191	49	40	9	29.3	145	2	22.2	
金沢市	60	60	48	12	178. 4	400	7	58.3	
名古屋市	281	132	131	1	16.0	16	0	0.0	
広島市	15	1	1	0	_	ı	-	-	
高松市	58	39	39	0	_	ı	-	-	
世田谷区	128	78	5	73	37.4	139	51	69.9	
計	1, 498	683	486	197	35.8	400	80	40.6	

- (注) 1 当省の調査結果による。
  - 2 平成 18 年度及び平成 19 年度に、立入検査で発見した食品表示基準違反等の中から抽出した 1,498 件について計上した。
  - 3 大阪市及び福岡市は、個別の表示基準違反等の内容を把握できなかったため、 計上していない。
  - 4 「改善報告を受理していないもの」欄は、立入検査時に即時改善した件数を除いたものを計上している。

なお、食品表示基準違反等発見時の指導票等に「表示違反品の店頭撤去」 等の記載がない案件については、即時改善ではないものと判断した。

<sup>2</sup> 大阪市及び福岡市については、個別の食品表示基準違反等の内容を把握できなかったため、計上していない。

#### 資料 17 食品表示 110 番の受付実績の推移

(単位:件、%)

					\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	· IT、 /0/
	年度	平成 16	17	18	19	増加率 ②/①
調査対象機関等		1			2	$\times 100$
	受付件数	354	504	553	1, 146	323. 7
北海道農政事務所	うち疑義情報	31	43	42	173	558.1
		(8.8)	(8.5)	(7.6)	(15. 1)	
	受付件数	563	542	533	594	105. 5
東北農政局	うち疑義情報	24	47	37	109	454. 2
		(4.3)	(8.7)	(6.9)	(18. 4)	
ナナサルファナック	受付件数	748	773	628	1,058	141. 4
東京農政事務所	うち疑義情報	28	42	77	278	992. 9
		(3.7)	(5. 4)	(12. 3)	(26. 3)	F4.0
北陸農政局	受付件数	688 86	328 17	292 19	377 38	54.8
<b>北座辰以</b> 问	うち疑義情報	(12. 5)	(5. 2)	(6. 5)	(10. 1)	44. 2
	受付件数	463	844	1, 113	2, 155	465. 4
東海農政局	うち疑義情報	37	86	44	164	
八百年及一		(8.0)	(10. 2)	(4.0)	(7.6)	443. 2
	受付件数	596	657	618	1,055	177. 0
大阪農政事務所	うち疑義情報	45	105	52	173	384. 4
		(7.6)	(16.0)	(8.4)	(16. 4)	
	受付件数	355	426	291	667	187. 9
広島農政事務所	うち疑義情報	28	26	24	103	367. 9
		(7.9)	(6. 1)	(8.2)	(15. 4)	
	受付件数	105	146	140	204	194. 3
香川農政事務所	うち疑義情報	6	10	8	31	516.7
		(5.7)	(6.8)	(5.7)	(15. 2)	
福岡農政事務所	受付件数	393	392	590	1, 158	294. 7
	うち疑義情報	33	28	49	211	639. 4
		(8.4)	(7. 1)	(8.3)	(18. 2)	
<b>=</b> 1	受付件数	4, 265	4,612	4, 758	8, 414	197. 3
計	うち疑義情報	318	404	352	1, 280	402.5
		(7.5)	(8.8)	(7.4)	(15. 2)	

<sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果による。

<sup>2 ()</sup> 内は、受付件数全体に占める疑義情報件数の割合を示す。

#### 資料 18 9農政局・事務所の立入検査・任意調査の処理件数

(単位:件、人)

				ſ		· IT'\ /\/	
区分		平成 18 年度	Ę	19 年度			
農政局・ 事務所	実施 件数 ①	担当 者数 ②	①/② (指数)	実施 件数 ①	担当 者数 ②	①/② (指数)	
北海道農政事務所	122	78	1. 6	206	78	2.6	
(うち立入検査)	0	10	(36.6)	6	10	(53. 3)	
東北農政局	132	40	3. 3	183	40	4.6	
(うち立入検査)	1	40	(77.2)	0	40	(92. 3)	
東京農政事務所	158	106	1. 5	356	106	3. 4 (67. 8)	
(うち立入検査)	2	100	(34.9)	4	106		
北陸農政局	94	22	4. 3	109	22	5. 0	
(うち立入検査)	0	22	(100. 0)	1	2	(100. 0)	
東海農政局	197	56	3. 5	196	56	3. 5	
(うち立入検査)	0	90	(82. 3)	0	50	(70.6)	
大阪農政事務所	76	95	0.8	110	95	1. 2	
(うち立入検査)	3	95	(18. 7)	3	95	(23. 4)	
広島農政事務所	22	31	0. 7	62	31	2. 0	
(うち立入検査)	0	31	(16. 6)	0		(40.4)	
香川農政事務所	31	16	1. 9	52	16	3. 3	
(うち立入検査)	0	10	(45.3)	1	16	(65. 6)	
福岡農政事務所	57	70	0.8	303	70	4. 2	
(うち立入検査)	0	73	(18. 3)	0	73	(83.8)	
9農政局・事務所全体	889	F17	1. 7	1, 577	F17	3. 1	
(うち立入検査)	6	517	(40. 2)	15	517	(61.6)	

当省の調査結果による。

2 担当者数は、平成20年8月1日現在の現員である。

3 当省が、平成 18 年度の立入検査(任意調査)報告書 129 件と 19 年度の同報告書 146 件から、検査(調査)1 件当たりの平均検査(調査)員数を調査したところ、18 年度は1.9人、 19 年度は 2.1 人となっている。このため、19 年度の場合、担当者 1 人当たり処理件数は 6.4 件 (3.05 (1,577÷517) 件×2.1 人) と考えられる。 4 ( ) 内は、立入検査・任意調査件数を監視業務担当者数で除した数値が最も多い北陸農政

局の件数を100とした指数である。

#### 資料 19 9農政局・事務所の巡回調査の年間調査店舗数

(単位:店舗、人)

区分		平成 18 年度			19 年度	
農政局· 事務所	店舗数①	担当者数	①/② (指数)	店舗数①	担当者数	①② (指数)
北海道農政事務所	1,892	53	35. 7 (65. 8)	1,780	46	38. 7 (78. 6)
東北農政局	1,095	29	37. 8 (69. 6)	950	27	35. 2 (71. 4)
東京農政事務所	4, 802	109	44. 1 (81. 2)	4, 243	105	40. 4 (82. 0)
北陸農政局	569	12	47. 4 (87. 3)	496	12	41. 3 (83. 9)
東海農政局	2, 280	42	54. 3 (100. 0)	2,069	42	49. 3 (100. 0)
大阪農政事务所	3, 641	104	35. 0 (64. 5)	3, 518	99	35. 5 (72. 1)
広島農政事务所	1, 144	35	32.7 (60.2)	1,005	33	30. 5 (61. 8)
香川農政事務所	460	20	23. 0 (42. 4)	428	17	25. 2 (51. 1)
福岡農政事務所	2, 333	64	36. 5 (67. 2)	2, 178	59	36. 9 (74. 9)
9 農政局・ 事務所全体 (注) 1 当名の調2	18,216	468	38.9 (71.7)	16, 667	440	37. 9 (76. 9)

(注)1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、巡回調査の年間調査店舗数を担当者数で除した数値が最も多い東海農政局の 店舗数を100とした指数である。

4 担当者数は、監視業務担当職員のうち、巡回調査の担当者の平成18年度及び平成19年度 の現員である。

<sup>3</sup> 当省が、平成18年度の巡回調査の表示調査票等392件と19年度の395件から、調査1店舗当たりの平均調査員数を調査したところ、18年度は2.2人、19年度は2.3人となっている。このため、19年度の場合、担当者1人当たり店舗数は87.1店舗(37.88(16,667÷440) 店舗×2.3人) と考えられる。

資料 20 9 農政局・事務所の食品表示 110 番業務に係る担当者 1 人当たり の年間受付件数

(単位:件、人)

			(年匹・圧、八)
区 分 農政局・ 事務所	受付件数	担当者数 ②	1 人当たり受付件数 ①/② (指数)
北海道農政事務所	1, 366	78	17. 5 (37. 9)
東北農政局	699	29	24. 1 (52. 2)
東京農政事務所	1, 160	106	10. 9 (23. 6)
北陸農政局	418	22	19. 0 (41. 1)
東細費政局	2, 539	55	46. 2 (100. 0)
大阪農政事務所	1, 169	95	12. 3 (26. 6)
広島農政事務所	796	31	25. 7 (55. 6)
香川農政事務所	237	16	14. 8 (32. 0)
福岡農政事務所	1, 154	56	20. 6 (44. 6)
9農政局・事務所全体	9, 538	488	19. 5 (42. 2)

<sup>(</sup>注) 1 当省の調査結果による。 2 ( )内は、担当者1人当たり受付件数が最も多い東海農政局を100とした指数である。 3 担当者数は、監視業務担当職員(平成20年8月1日現在の現員)のうち、食品表示110番の 担当者である。